

仙台市立あきう幼稚園 いじめ防止基本方針

平成 29 年 6 月 12 日 策定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた幼児の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じるおそれがあるものである。いじめはどの幼児にも起こりうる、どの幼児も被害者にも加害者にもなりうるという認識に立ち、幼児の尊厳を保持することを目的とし、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、いじめの防止・早期発見、いじめへの迅速で的確な対応を園全体で取り組むものとする。

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（2013年6月制定）及び「いじめ防止等のための基本的な指針」（2013.10.11文部科学大臣決定）（最終改定 平成29年3月14日）に基づき、仙台市立あきう幼稚園におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応などいじめの防止等全体に係る内容を定める。

2 基本的な考え（幼児期におけるいじめについて）

幼児期は、人との関わりの基礎となる力を育む時期であり、他者との様々な関わりは、発達に必要な経験である。日常で起こる様々ないざこざを、丁寧に見守り適切な支援を行いながら、幼児が自ら考え、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを想像したりすることができる心情や態度を育てていくことが重要である。また、集団生活を営む園生活の中で生じる、幼児同士のさまざまないざこざや友達関係づくりのつまずきは、成長過程で必要不可欠であることを、保護者に丁寧に伝えていく必要がある。

但し、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻繁で執拗なものについてはいじめと認識をし、保護者と協力しながら、幼児がよりよい人間関係を築き、安心して園生活を送れるよう努める。

3 いじめの防止等に対する基本姿勢

(1) 幼児理解

- ・日々の保育の中で、一人一人の幼児の言動を観察し、友達とのかかわり方や気持ちの状態をつかむ。
- ・全職員で幼児を見守り、支援を行うという共通理解のもと、幼児の行動や変化などの情報交換を行い、幼児理解に努める。

(2) 社会性や思いやりの心を育む集団づくり

- ・幼児同士のいざこざや気持ちのすれ違いについて、個々の幼児の気持ちを聞き取り、保育者と幼児が解決の方法を共に考えられるようにする。
- ・日々の保育の中で、「相手に対してやってはいけないこと」に気付くよう丁寧に対応し、思いやりの心や善悪の判断の基盤が育つようにする。

(3) 教職員間の共通理解と保護者の連携

- ・日頃から幼児の気になる言動について、情報を共有し、確認し合うことでいじめについての認識のずれが生じないようにする。
- ・幼児期のいじめのとらえ方や保育の方針などを園経営説明会で保護者に説明し、いじめについて教師と保護者が共通理解のもと、幼児の発達段階に沿いながら、いじめをしない心を育てていく。

4 いじめの対策組織

「いじめ防止対策委員会」を定例開催し、必要に応じて臨時会議を開催する。

(1) 構成：園長，副園長他全教職員

※必要と認める場合は、構成員以外の関係者（秋保中学校兼任の養護教諭，学校評議員等）を招集する。

(2) 開催 ①定例会：月1回の職員会議後に開催

②臨時委員会：必要に応じて開催。

(3) 内容

【早期発見】

- ・日常的に園生活の見取りや情報交換を行い、いじめ防止策や対応を話し合う。
- ・職員のいじめに対する意識を高める。

【早期対応】

- ・いじめの疑いと考えられる情報があった時には、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有，事実関係の聴取，関係機関との情報，意見交換を行い，対応策を検討し，問題の解決に努める。

5 いじめの未然防止

- (1) 思いやりの気持ちや規範意識を育むために、教育活動全体を通して心の教育の推進を図る。
- (2) 幼児のよきモデルとなるよう、教職員の言動についても十分に注意を払い、幼児を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないようにする。

6 いじめの早期発見

- (1) 園生活における幼児の変化，サインを見逃さないように努め，教職員間の情報交を密にする。
- (2) 日頃から信頼関係を築き，悩みや不安，心配なことがあれば相談するように日頃から働き掛け，いじめを訴えやすい園づくりを行っていく。
- (3) 懇談会や面談等を通して，いじめ防止について保護者に啓発を行う。

7 いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

① 情報収集を迅速に行う。

- ・報告の流れ：発見者（いじめが疑われる言動等）⇒担任⇒副園長・園長
- ・事実確認の把握：原則として担任が行い，その後状況に応じて複数の職員で正

確かつ迅速に行う。

- ② いじめを受けた幼児の安全，安心を確保する。
 - ③ 教職員間における共通理解を図り，指導の方針や役割分担等を確認し，対応にあたる。
 - ④ 保護者，関係機関等との適切な連絡と連携を図る。
- (2) いじめを受けた幼児又はその保護者に対する支援について
- ① いじめを受けた幼児の心情に寄り添い，不安感が和らぐよう支援する。
 - ② 保護者の思いや考え，問題としていることなど丁寧に聞き取り，現状の報告や今後の対応について説明し，解決に向けての話合いを進めていく。
- (3) いじめを行った幼児に対する指導及びその保護者に対する助言
- ① 事実を確認し，自分の言動が相手にとって，とても不快でつらいことだったことを丁寧に話して聞かせ，友達の気持ちを考えて行動することの大切さに気付かせていく。
 - ② 保護者に対しては，担任と副園長等で対応し，面談を通して事実の報告，今後の対応について丁寧に説明を行い，理解と協力を求め，問題を解決していくようにする。

8 重大事態への対処

重大な事態について

- 「生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合」
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間幼稚園を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間 30 日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席をしている場合は，迅速に調査に着手する。

- (1) 重大事態の報告
 - ・ 重大事態が発生した場合，教育指導課長（主幹）を経由して，教育相談課長へ報告する。
- (2) 重大事態の調査委員会の設置等
 - ・ 調査委員会に関する事項は，仙台市教育委員会いじめ重大事態調査委員会設置要項の定めるところによる。
- (3) 重大事態に係る情報の提供
 - ・ 重大事態に係るいじめを受けて幼児及び保護者に対し，当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報等を適切に提供する。

9 教職員に対する研修

- (1) いじめ対応に係る園内研修の実施や研修会への参加
- (2) 適切な集団づくり・学級づくりを推進する力の育成
- (3) 日常の情報交換

